

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原 告 平和子






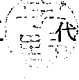
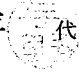

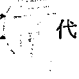
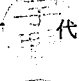
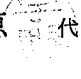
被 告 国

第3準備書面

平成30年10月15日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人

中	野	雅	文	
五	味	亮	一	
松	下		洋	
宇	野	文	裕	
早	川	則	夫	
田	原	裕	之	
高	橋	一	平	
輪	倉	真	也	
林		位	宣	
石	田	潤	一	
堀	内	理	恵	

松	本	洋	平	代
廣	瀨	雅	哉	代
町	田	一	仁	代
引	田	雅	樹	代
杉	崎	健	二	代
加	藤	真	里	代
山	本	裕	一	代
瀬	戸	隆	宏	代
中	村	明	弘	代
蓮	見	真	澄	代
佐	女 木	香 保	里	代
田	口		武	代
倉	田	崇	嗣	代
鈴	木	陽	介	代
松	尾	友	彦	代
増	田	秀	樹	代
古	賀	直	樹	代
川	邊	祥	之	代
葉	山	早	紀	代

松	田	幸	将	代	
金	澤	啓	一	代	
菊	池	哲	史	代	
佐	々	木	智	則	代
佐	伯		治	代	
鈴	木	悦	子	代	
加	瀬		幹	代	
中	井		研	代	
小	山	信	吾	代	

被告は、平成30年9月25日の第6回口頭弁論期日において、裁判所から、本件の問題の所在を踏まえて、原告の2018（平成30）年9月19日付け準備書面(14)（以下「原告準備書面(14)」という。）における主張及び同月20日付け準備書面(15)（以下「原告準備書面(15)」という。）において被告の認否を求める部分に対する認否について検討するよう、訴訟指揮を受けた。被告は、本準備書面において、本件のあるべき判断枠組みについて述べた上で（下記第1）、認否を検討するよう求められた原告の主張に対する認否の要否について述べる（下記第2）。

なお、略語等については、本準備書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 本件のあるべき判断枠組みについて

1 本件の事案の概要

本件は、原告が、被告による南スーダンPKOに対する改正PKO協力法に基づく自衛隊の派遣によって、「全世界の国民が有する『平和のうちに生存する権利』」（訴状第4の1ア・35ページ）、「自衛隊員の権利と国民の平和的生存権」（訴状第4の3・37ないし41ページ）及び「自衛官の母という特別な地位にある原告の平和的生存権」（原告準備書面(14)第3の5・14ページ）を侵害されたとして、国賠法1条1項に基づく損害賠償などを求める事案である。

2 原告の主張は主張自体失当であり、それに対する認否は不要であること

(1) 原告の主張する「平和的生存権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益ではなく、原告の請求に係る主張は主張自体失当であること

答弁書第5の2(1)（40ページ）で述べたとおり、国賠法1条1項の違法は、個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としており、権利ないし法的利益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法を認める余地はない。

そして、原告の主張する「平和的生存権」が国賠法上保護された権利ないし法的利益ではないことについては、答弁書第5の2(2)(40ないし43ページ)、同(3)(44ページ)及び被告第2準備書面第2の2(8ないし13ページ)で述べたとおりである。

原告は、原告準備書面(14)第3の5(14, 15ページ)において、「自衛官の母という特別な地位にある原告の平和的生存権」なる概念から、原告の「平和的生存権」の具体的権利性が認められるべきであるなどと主張する。しかしながら、「自衛官の母という特別な地位にある原告の平和的生存権」なる概念自体そのものが抽象的かつ不明確であるばかりでなく、具体的な権利内容、根拠規定、主体、成立要件、法律効果等どの点をとってみても、一義性に欠け、その外延を画することさえできない極めて曖昧なものであることは、従前原告が主張していた「平和的生存権」と何ら変わることはない。したがって、これが国賠法上保護された権利ないし法的利益になり得ないことは論を待たない。

このように、原告の主張は、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものではないから、主張自体失当である。

(2) 原告の請求に係る主張は主張自体失当である以上、原告の請求は、このことのみをもって排斥されるべきであり、原告の主張に対する認否は不要であること

ア 被告第1準備書面第2の1(1)イ(5, 6ページ)で述べたとおり、原告が主張する私法上の権利又は法律関係が、法的な根拠を欠くことによって成立する余地がない場合には、このような権利又は法律関係という法律効果の発生に必要な法律要件に該当する具体的事実である主要事実自体を観念することができず、原告の請求は、請求自体失当の場合であるという理由のみで排斥されることとなる。また、原告が訴訟物として主張する私法上の権利又は法律関係について、法的根拠がある場合であっても、その

権利又は法律関係という法律効果の発生要件事実が複数の事実から成り立っている場合には、そのうちの一つでも主張がないか、主張があってもそれに不備があるときには、当該法律効果が発生しないことは明白であるから、原告の請求は、その請求原因の主張に不備があることのみによって、主張自体失当として排斥されることとなる。

本件について見ると、原告の主張は、上記(1)で述べたとおり、国賠法上保護された権利ないし法的保護の侵害をいうものではないから、主張自体失当である。したがって、原告の請求は、このことのみをもって排斥されるべきものである。

イ そして、上記のように、原告の請求に係る主張が主張自体失当である場合には、訴状に記載された事実についての審理はおよそ不要である。原告の請求に法的根拠が認められ、かつ、これを基礎づける要件事実の主張にも不備がないという前提を欠くことが明らかな場合にまで、原告の主張に対する認否は要求されないというべきだからである。

ウ 以上のとおり、本件では、原告の主張する「平和的生存権」が国賠法上保護された利益に当たるか否か、すなわち、裁判所の専権に属する判断事項である事実の法的評価ないし法解釈についての判断が専ら問題となるところ、原告が主張する上記権利は国賠法上保護された利益に当たらないことが明らかであり、原告の主張は主張自体失当であるから、原告の主張に対する認否は要求されないというべきである。

第2 原告準備書面(14)における原告の主張及び原告準備書面(15)において原告が認否を求めた点に対する認否の要否

上記第1の2(2)で述べたとおり、原告の請求に係る主張が主張自体失当であり、原告が主張する事実の存否につき、認否する根拠を欠くこととなる以上、被告は、原告準備書面(14)における原告の主張及び原告準備書面(15)において

原告が被告に認否を求めた点についても、認否及び反論の要を認めない。

以 上